

令和８年度 自動車騒音常時監視業務委託 仕様書

I 一般事項

1 業務の目的

本業務は、騒音規制法第１８条第１項の規定に基づき、主要幹線道路における自動車騒音について、騒音レベルの測定を行うとともに、必要な評価を行い、酒田市内の自動車交通による騒音の状況を把握することを目的とする。

2 委託期間

契約の日から令和９年３月３１日まで

3 業務の概要

本業務の内容は概ね次のとおり。なお、詳細は「Ⅱ 業務内容」による。

- (１) 面的評価支援システムの構築
- (２) 自動車騒音の測定及び面的評価
- (３) 委託者及び環境省への報告資料作成

4 受託者要件

- (１) 山形県知事から計量法第１０７条の規定により、同法施行令第２８条第２号に掲げる区分の計量証明事業（音圧レベル）について登録を受けており、事業者の本社又は営業所等が酒田市内にあること。
- (２) 環境計量士（騒音・振動関係）を有すること。また、本業務で使用する「面的評価支援システム」について熟知するものを有すること。

5 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (１) 環境基本法（平成５年法律第９１号）
- (２) 騒音規制法（昭和４３年法律第９８号）
- (３) 騒音に係る環境基準について（平成１０年環境庁告示第６４号）
- (４) 騒音に係る環境基準の評価マニュアルⅠ．基本評価編（平成２７年１０月環境省）
- (５) 騒音に係る環境基準の評価マニュアルⅡ．地域評価編（道路に面する地域）
- (６) 騒音規制法第１８条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について
(平成２３年９月１４日付け環水大自発 110914001 号 以下「処理基準」という。)
- (７) 自動車騒音常時監視マニュアル

- (8) 面的評価支援システム操作マニュアル
(令和2年3月環境省水・大気環境局自動車環境対策課 以下「操作マニュアル」という。)
- (9) その他関係法令等

6 貸与資料等

本業務の遂行に当たり、受託者に以下のものを貸与する。

- (1) 評価システム、GIS エンジン及び電子地図等をインストールしたノートパソコン
- (2) 「面的評価支援システム Ver. 5.0.0」(環境省)※
- (3) 電子住宅地図「Zmap - TOWN II」(株式会社ゼンリン)※
- (4) GIS エンジン「面的評価支援システム(環境省)版 ActiveMap for.NET Ver2.28」
(株式会社カーネル)※
- (5) 数値地図 25000 (空間データ基盤)(国土地理院)※
- (6) 平成27年度道路交通センサスデータ
- (7) 都市計画用途地域図
- (8) 騒音に係る環境基準の類型指定状況に関する資料
- (9) その他業務遂行上必要と認められる資料

※ (2)(3)(4)(5)については、(1)の委託者のパソコンにインストールする場合のみ使用可能なものとする。貸与資料等は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

7 成果品の帰属

本業務で得た全ての成果品については、委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく第三者に貸与又は公表してはならない。

8 現場責任者

受託者は、本業務における現場責任者を定め、委託者に届け出るものとする。

現場責任者は、本業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

9 業務工程表作成

受託者は、本業務における作業項目について整理し、業務工程表を作成して委託者の承認を得るものとする。

10 打ち合わせ等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、現場責任者は、委託者と常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者がすべて議事録に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 現場責任者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに委託者と協議するものとする。

1 1 土地への立ち入り

- (1) 受託者は、本業務を実施するため、他人の植物を伐採し、かき、さく等を除去し、土地もしくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ委託者に報告するものとし、委託者の指示を受けて所有者の承諾を得るものとする。
- (2) 測定場所の借用については、受託者が所有者と直接協議を行い、測定場所が民間管理地の場合は、あらかじめ借用謝礼（受託者負担）を準備すること。
- (3) 公共の歩道等での調査については、管理者への必要な届出等を行い、歩行者等の通行の妨げとならないよう注意すること。

1 2 測定機器及び消耗品

測定に必要な機器及びその他業務の遂行に付随し必要となる消耗品等は、受託者が準備、負担するものとする。

1 3 成果品の提出

- (1) 受託者は、本業務が完了したときは、仕様書に示す成果品を早急に提出し、委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、仕様書に定めのある場合又は委託者の指示する場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
- (3) 検査の結果及び成果品納品後に不備及び誤りが発見された場合、受託者は速やかに修補を行わなければならない。

1 4 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1 5 支払い

支払いは、業務委託の完了後に支払うものとする。受託者は、委託者が行う検査に合格したときに、委託者に対し委託料の請求書を提出するものとし、委託者は正当な請求書を受け取った日から30日以内に支払うものとする。

1 6 その他

- (1) 調査等にあたっては、適切な危険防止の措置を講ずるとともに、近隣住民に迷惑とならないように十分配慮すること。
- (2) 受託者は、環境省水・大気環境局自動車環境対策課が配布する面的評価支援システム及び当該システムの稼動環境に改定等があった場合は、速やかに対応するものとする。
- (3) 受託者は、準拠する法令及びマニュアル等に改定等があった場合は、速やかに対応し、改訂後の法令及びマニュアル等に基づいて業務を行うものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、必要に応じて委託者と受託者との間で協議して決定するものとする。

Ⅱ 業務内容

1 面的評価支援システムの構築

受託者は、操作マニュアルに基づき、委託者からの貸与資料等を用いて委託者が貸与するノートパソコン上で面的評価支援システムを稼働できるように設定を行う。なお、以下のシステム設定については、実施計画で定める全ての評価区間について行うものとする。

(1) 初期設定

操作マニュアルに基づき、面的評価支援システムを使用する為の初期設定を行う。

(2) 要素設定

1) 道路調査・道路設定

①道路調査

処理基準等に基づき、評価対象道路の道路構造条件、騒音対策状況、交通流条件等、面的評価支援システムの道路設定を行うために必要な事項について道路調査を行う。道路調査は、原則として実地調査によるものとする。

②道路設定

操作マニュアルに基づき、道路調査の結果を面的評価支援システムに入力し、道路設定を行う。

2) 沿道調査・沿道設定

①沿道調査

処理基準等に基づき、評価対象道路の道路端から50mの範囲について、住居等の属性（建物の戸数、階数、用途、構造等）等、面的評価支援システムの沿道設定を行うために必要な事項について沿道調査を行う。沿道調査は、原則として住宅地図等に基づいて行い、必要に応じて実地調査を行うものとする。

②沿道設定

操作マニュアルに基づき、沿道調査の結果を面的評価支援システムに入力し、沿道設定を行う。

2 自動車騒音の測定及び面的評価

実施計画において 9 区間 6 路線 9.1km（測定 5 箇所）について、以下のとおり騒音調査及び面的評価支援システムの騒音設定、騒音推計を行う。

（1）騒音調査

処理基準等に基づき、騒音レベル、交通量、平均走行速度の測定等、面的評価支援システムの騒音設定を行うために必要な事項について騒音調査を行う。

なお、測定地点の選定については、受託者が面的評価を行う上で最適と思われる地点を提案し、委託者と協議して決定するものとする。また、測定時期は 9 月から 3 月の平日とし、風雨や虫の声等自然音に影響されにくい日に実施するものとする。

1) 騒音測定

①道路近傍騒音レベル

次に示す項目について、道路近傍騒音レベルの測定を行う。道路近傍騒音レベルの測定は、観測時間を 1 時間単位とし、1 時間毎 2 4 時間の連続測定とする。

なお、降雨、降雪時の測定は避け、風雑音や風切り音により測定値に影響がある場合は測定を中止すること。

- ・基準時間帯（昼間：6 時～22 時、夜間：22 時～6 時）の等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）
- ・観測時間毎の等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）、時間率騒音レベル（ $L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$ ）及び騒音レベルの最大値（ L_{Amax} ）
- ・その他面的評価の精度を確保するため、必要と認められる項目

②背後地騒音レベル

次に示す項目について、背後地騒音レベルの測定を行う。背後地騒音レベルの測定は、道路近傍騒音レベル及び後述の交通量、平均走行速度の測定と同期して、昼間、夜間の観測時間帯のうち各 2 観測時間（実測時間 10 分以上）について行うこと。

- ・等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）
- ・時間率騒音レベル（ $L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$ ）
- ・騒音レベルの最大値（ L_{Amax} ）
- ・その他面的評価の精度を確保するため、必要と認められる項目

2) 交通量測定

騒音測定と同一地点（道路近傍）において、騒音調査と同期して、昼間、夜間の観測時間帯のうち各 2 観測時間（実測時間 10 分以上）について交通量の測定を行う。

- ・昼間交通量（上下別・車種別（大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車））
- ・夜間交通量（上下別・車種別（大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車））

3) 平均走行速度測定

騒音測定と同一地点（道路近傍）において、騒音調査と同期して、昼間、夜間の観測時間帯のうち各2観測時間について平均走行速度の測定を行う。測定はサンプル調査によるものとし、騒音測定の実測時間内に、上下別にそれぞれ10台程度の平均走行速度を調査する。

- ・ 昼間平均走行速度（上下別・車種別（大型車、小型車））
- ・ 夜間平均走行速度（上下別・車種別（大型車、小型車））

（2）騒音設定

操作マニュアルに基づき、騒音調査の結果を面的評価支援システムに入力し、騒音設定を行う。

（3）騒音推計（面的評価）

操作マニュアルに基づき、面的評価支援システムの騒音推計前及び騒音推計について設定し、各評価区間の面的評価を行う。

3 市及び環境省への報告資料作成

実施計画、各種調査結果及び面的評価の結果等について取りまとめ、市及び環境省への報告資料の作成を行う。なお、様式は、環境省への報告様式及び処理基準等に準じるものとし、様式が変更された場合は、最新の様式により報告書等を作成するものとする。

（1）業務報告書

騒音等調査結果、評価方法及び評価結果等を取りまとめた報告書を作成する。報告内容は、処理基準等に記載されている必要な事項を網羅していること。

（2）環境省への報告資料作成

環境省へ報告が必要な事項について、環境省指定の様式により、報告資料等の作成を行う。

（3）面的評価支援システムのデータ

委託者が貸与するノートパソコンに、面的評価支援システムで作成するすべてのデータを保存し、システムを稼働できる状態で返却するとともに、別途電子媒体によりデータを提出すること。

（4）成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。

名 称	備 考	提出様式	部数
I. 報告書		A 4 紙	2 部
1. 本編	簡易製本		
(1) 業務報告書			
2. 資料編			
(1) 令和6年度自動車騒音常時監視結果報告	環境省指定の様式に準じる		
・様式			
・詳細図（騒音測定地点の平面図・詳細図）			
(2) 環境基準達成状況の評価区間別の一括評価			
(3) 写真資料集	写真はカラーとする		
II. 環境省報告		CD-ROM	一式
1. 令和6年度自動車騒音常時監視結果報告	環境省指定の様式に準じる		
(1) 様式			
(2) GIS データ			
(3) 詳細図（騒音測定地点の平面図・詳細図）			
2. その他報告事項			
III. システム	面的評価支援システムに登録したオブジェクト・データ	CD-ROM	一式
1. オブジェクト・データベース			

別 紙

番号	評価区間番号	路線名	類型番号	区間延長（k m）
1	63060-1	比子八幡線	1	0. 5
2	11440-1	一般国道 3 4 4 号	3	0. 6
3	11460-2	一般国道 3 4 4 号	4	1. 1
4	11540-1	一般国道 3 4 5 号	6	0. 6
5	11440-2	一般国道 3 4 4 号	9	0. 3